

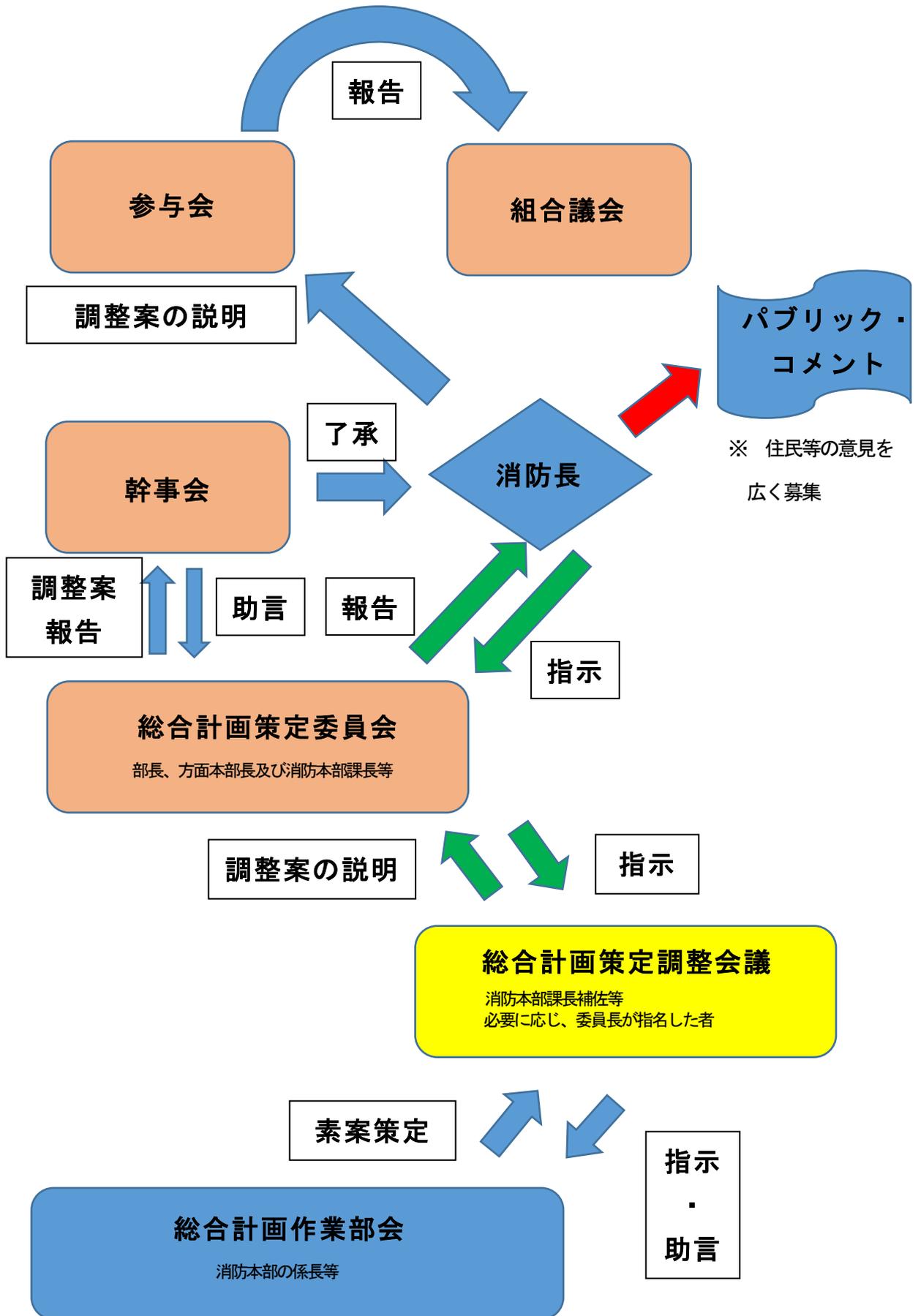
用語の説明

- ※1 一部事務組合 : 複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織のこと。地方自治法第284条第2項により設けられる。
- ※2 特別地方公共団体 : 地方公共団体のうち、普通地方公共団体以外の法人のこと。地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団及び東京都23区のような特別区のこと。
- ※3 生産年齢人口 : 生産活動に従事する年齢の15歳以上65歳未満の人口のこと。
- ※4 超高齢社会 : 総人口に占める65歳以上の割合が、21%以上となった状態のこと。
- ※5 行政評価 : 行政活動の目的を明確にしなが、成果目標を設定し、その活動に対して投入された予算や人件費、成果物等を総括的に勘案しながら評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政活動の企画・立案に反映させていく仕組みのこと。
- ※6 消防・救急活動体制 : 最前線で活動する消防署の職員数、隊編成、配備車両等の消防活動に主眼においた体制のこと。
- ※7 社会福祉施設 : 有料老人ホームや障害者支援施設など、避難が困難な要介護者及び障害者等を入所等させる施設で、火災時に重大な被害が発生するおそれのある施設のこと。
- ※8 住宅用火災警報器 : 住宅火災における逃げ遅れの死者を低減するため、火災による煙又は熱をいち早く感知し、早期に警報を発して火災の発生を知らせる機器のこと。
- ※9 防火対象物 : 火災予防行政の主たる対象となる建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物のこと。
- ※10 消防防災体制 : 地震などの大規模災害に対応するための消防組合と構成市町その他関係機関との連携した体制のこと。
- ※11 消防体制 : 消防本部及び消防署の組織機構や職員配置など、消防組織全体の体制のこと。
- ※12 政策法務能力 : 地方分権の趣旨を踏まえ、自ら法令を解釈・運用し、条例を制定し、自らの戦略に基づいて法務行政を行うなどの、自治体が自らの価値と判断に基づいて行政実務を推進していくための能力のこと。
- ※13 消防力の整備指針 : 市町村が目標とすべき消防力の整備水準のこと。
- ※14 救命率 : 「心肺機能停止傷病者」の1か月後の生存率及び社会復帰率を数値化したもの。

- ※15 メディカルコントロール協議会：消防機関と医療機関との連携の強化及びメディカルコントロール体制の構築の推進を図る協議会のこと。
 ※メディカルコントロールとは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保証すること。
- ※16 バイスタンダー：救急現場に居合わせた人のこと。
- ※17 救命処置：胸骨圧迫と人工呼吸からなる心肺蘇生法（CPR）、そしてAEDを使用して行う処置のこと。
- ※18 応急手当：一般住民が負傷者や急病人などに対して行う手当のこと。
- ※19 社会復帰率：一般住民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者で、1か月後に社会復帰できた人の割合のこと。
- ※20 応急処置：救急隊員が負傷者や急病人などに対して行う手当のこと。
- ※21 高度管理医療機器：不具合が生じた場合、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、適切な管理が必要とされる医療機器。（除細動器、人工呼吸器）
- ※22 救急受診ガイド：急な病気やケガをした時に、「救急車を要請する」、「病院を受診する」等判断に迷った時の一助になることを目的としたフローチャートのこと。
- ※23 再教育：メディカルコントロール体制下で行われる救急救命士及び救急隊員の知識及び技術向上のための継続的な教育のこと。
- ※24 患者等搬送事業者：患者等搬送事業を行う事業所の経営者又は管理責任者のこと。
 ※患者等とは、寝たきりの者、車椅子又は寝台を必要とする身体障害者及び傷病者のこと。
 ※患者等搬送事業とは、患者等を医療機関への入退院、通院及び転院搬送並びに社会福祉施設等へ送迎するために必要な構造又は装備を備えた自動車を用いて搬送を実施する事業のこと。
- ※25 予防救急：救急車の必要なケガや病気をしないよう、日頃から注意し、心がける意識や行動をすること。
- ※26 心原性：心臓の病気が原因で起こる症状。
- ※27 指令システムⅢ型：119番通報の受付、災害通報の覚知、出動車両の自動編成、出動指令を統括する、高度にIT化された指令システムで管内40万人以上に対応。
- ※28 不感地帯：基地局若しくは補完基地局のアンテナからの距離又は地理的・物理的障害のため無線交信ができない場所のこと。
- ※29 消防救急デジタル無線基地局：消防車両等との無線通信を行うため陸上に固定した無線設備のこと。

- ※30 住宅防火診断 : 住宅防火対策の一環として、消防職員等が高齢者宅等を個別に訪問し、住宅用火災警報器の普及促進や火気使用設備等の使用実態を診断し、居住者の防火意識の高揚と各住宅の防火安全性を高めること。
- ※31 危険物施設 : ガソリンスタンドなど、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所のこと。
- ※32 静岡県消防相互応援協定 : 消防組織法第39条第2項の規定に基づき、静岡県内の市町及び消防に関する事務を処理する一部事務組合相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防の相互応援についての協定のこと。
- ※33 緊急消防援助隊 : 平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設された隊のこと。
また、平成15年6月の消防組織法改正により、緊急消防援助隊が法制化（平成16年4月施行）されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設された。
- ※34 業務継続計画 : 災害や事故などが発生した場合に、企業や行政組織が基幹事業を継続したり、早期に事業を再開するために策定する行動計画のこと。
事前に業務の優先度を確定し、バックアップシステムの整備や要員確保などの対応策を立てておくことで、被害やサービスの受け手への影響を最小限にとどめることができる。
- ※35 公共施設等総合管理計画 : 公共施設等の老朽化に伴い、総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。
- ※36 消防施設 : 消防庁舎だけでなく、車両等も含めている。

< 総合計画策定体制 >



1 駿東伊豆消防組合総合計画作業部会

(1) 駿東伊豆消防組合総合計画策定委員会設置要綱第5条及び第8条に基づき設置

(2) 組織（部会員11人）

ア 企画課課長補佐

イ 本部各課係長（企画係・財務係、総務係・人事係、予防係・査察係、警防係、救急係、システム係の係長に限る。）

ウ 会計室主幹

(3) 事務

ア 総合計画の原案の作成に関すること。

イ 調整会議の助言、指示等に基づく調査、補正等に関すること。

2 駿東伊豆消防組合総合計画策定調整会議

(1) 駿東伊豆消防組合総合計画策定委員会設置要綱第5条及び第6条に基づき設置

(2) 組織（構成員8人）

ア 企画課長及び警防課長

イ 本部各課課長補佐

ウ 必要に応じ、委員長が指名した者

(3) 事務

ア 駿東伊豆消防組合総合計画作業部会で作成する総合計画の原案に対する助言、指示等に関すること。

イ 委員会へ総合計画の原案を提出すること。

3 駿東伊豆消防組合総合計画策定委員会

(1) 駿東伊豆消防組合総合計画策定委員会設置要綱に基づき設置

(2) 組織（委員12人）

ア 部長

イ 方面本部長

ウ 課長

エ 会計室長

(3) 事務

ア 総合計画の原案に係る重要事項の調査及び審議に関すること。

イ 総合計画の原案の策定に関し、各部・各課の総合調整に関すること。

ウ その他、総合計画の策定に関し、必要な事項に関すること。

4 駿東伊豆消防組合幹事会

(1) 駿東伊豆消防組合幹事会規程に基づき設置

(2) 組織（7人）

構成市町の部長又は課長のうちから選任された者で構成市町ごと1人

5 駿東伊豆消防組合参与会

(1) 駿東伊豆消防組合参与会条例に基づき設置

(2) 組織（7人）

構成市町の長

6 パブリック・コメント

総合計画基本計画案を公表し、広く住民等からの意見を募集します。

総合計画（基本計画）策定経過

年 月 日	会議・委員会等	内 容
2017. 6. 21	先進都市視察	埼玉西部消防局
2017. 8. 7	消防長	総合計画策定委員会設置要綱の決裁
2017. 9. 13	総合計画作業部会（第1回）	総合計画策定説明
2017. 10. 26	総合計画作業部会（第2回）	総合計画基本計画（素案）の策定
2017. 11. 9	幹事会	総合計画策定説明 調整会議構成員の推薦依頼
2017. 11. 10	総合計画作業部会（第3回）	総合計画基本計画（素案）の策定
2017. 12. 1	総合計画作業部会（第4回）	
2017. 12. 6	総合計画作業部会（第5回）	
2017. 12. 20	総合計画作業部会（第6回）	
2018. 1. 11	幹事会	調整会議開催時期説明
2018. 1. 22	参与会	総合計画策定説明
2018. 1. 31	総合計画策定調整会議（第1回）	総合計画策定説明 総合計画基本計画（素案）の検討
2018. 2. 8	消防組合議会（議会運営委員会）	総合計画策定説明
2018. 3. 8	総合計画作業部会（第7回）	調整会議検討内容の報告
2018. 5. 11	総合計画策定調整会議（第2回）	総合計画基本計画（素案）の検討・承認
2018. 5. 25	幹事会	総合計画策定経過報告
2018. 6. 13	総合計画作業部会（第8回）	調整会議検討内容の報告
2018. 7. 19	総合計画策定委員会（第1回）	総合計画基本計画（調整案）の説明
2018. 7. 23	幹事会	総合計画基本計画（調整案）の説明
2018. 8. 2	参与会	総合計画基本計画（調整案）の説明
2018. 8. 16	総合計画策定委員会（第2回）	総合計画基本計画（調整案）の承認
2018. 8. 21	消防組合議会（議会運営委員会）	総合計画基本計画（案）の説明
2018. 8. 27 ～9. 25	総合計画基本計画（案） パブリック・コメント手続実施	消防組合議員、住民等から意見なし
2018. 9. 27 10. 2・3	各幹事	パブリック・コメント手続実施についての結果報告
2018. 10. 29	職員合同研修会	総合計画基本計画（案）の説明
2018. 11. 6	幹事会	総合計画基本計画（案）の承認

2018.12.21	消防組合議会（全員協議会）	総合計画基本計画の説明・理解
2018.12.28	総合計画策定調整会議（書面）	構成市町構成メンバーへ報告
2019.1.22	参与会	総合計画基本計画（案）の承認
2019.3.5	管理者	総合計画基本計画の決裁
2022.11.9	消防長	総合計画策定委員会設置要綱の改正
2023.5.26	総合計画作業部会（第1回）	総合計画後期基本計画策定説明
2023.6.8	総合計画作業部会（第2回）	総合計画後期基本計画（素案）検討
2023.6.14	総合計画作業部会（第3回）	総合計画後期基本計画（素案）検討
2023.6.22	総合計画作業部会（第4回）	総合計画後期基本計画（素案）検討
2023.7.4	総合計画策定調整会議（第1回）	総合計画後期基本計画（素案）の検討・承認
2023.7.11	総合計画策定委員会（第1回）	総合計画後期基本計画（調整案）の説明
2023.7.18	幹事会	総合計画後期基本計画（調整案）の説明
2023.7.25	参与会	総合計画後期基本計画（調整案）の説明
2023.10.6	総合計画策定委員会（第2回）	総合計画後期基本計画（調整案）の承認
2023.12.22	消防組合議会（議会運営委員会）	総合計画後期基本計画（調整案）の説明
2024.1.10	幹事会	総合計画後期基本計画（案）の承認
2024.1.19	参与会	総合計画後期基本計画（案）の承認
2024.1.30	管理者	総合計画後期基本計画の決裁
2024.2.7	消防組合議会（議会運営委員会）	総合計画後期基本計画の報告